市政かしわ

編集発行　千葉県柏市役所総務課

市の人口
7月1日現在
人口 62.433
(前月比増249)
世帯 13.310
(前月比増81)

引揚者給付金の請求期限延長される

引揚者給付金等支給法はその法律改正により請求期限が、一年延長され、昭和36年5月15日までとなりました。

未だ請求の済んでいない方は是非請求書を提出されるようお知らせいたします。この法律は昭和32年5月17日施行され、請求書提出期間もすでに3年を経たが、請求関係書類の整備が困難なため、又は間倒視している関係から未だ相当数の未請求者があると思われますので、この際是非福祉事務所へ御相談の上請求もれのないよう御注意下さい。

6月定例市議会終る

下水道築造工事の開始
手賀沼観光施設実現促進決議など

本年度第2回市議会定例会は、去る6月27日招集され、会期6日間の日程を終えて7月2日閉会いたしました。その概要は次のとおりです。第1日目まづ議会事務局報告に次いで市長の市政一般報告が行われ、続いて教育長より教育関係一般報告があり、更に報告1件、議案16件を上程いたしました。第2日目は休会とし、第3、第4日目は一般報告に対する質疑が行われ議案は委員会付託となりました。第5日目は各委員会が開催され各議案について審議の後、才6日目の本会議において議決されたのであります。

なを議案等の内容については、次のとおりです。

報告第1号
柏市都市計画柏駅西口土地区画整理事業継続費繰越計算書について

柏駅西口区画整理事業の継続費について、昭和34年度の繰越計算書を地方自治法施行令第156条第1項の規定に基き議会へ報告するもので、繰越額は32,481,872円である。

議案第1号
柏市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員の期末手当6月支給分について現行0.5ケ月分を0.6ケ月と改正するもである。(原案可決)

議案第2号
柏市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

今般国家公務員の一般職の給与の一部改正に伴い、期末手当の率も改正されたので、これに準じて現行より一割増の改正をするものである。(原案可決)

議案第3号
柏市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法及び全施行令の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正するもので、その内容は不動産登記法及び土地台帳法令の改正による用語の改正を主としたものである。(原案可決)

議案第4号
柏市耐火建築物促進のための金融機関の貸付に対する保証条例の一部を改正する条例の制定について

現行規定においては、耐火建築施工に対し金融機関が貸付する場合本年3月31日までについて市が債務保証することとなつていたが耐火建築帯の造成は本年も本町通が施工されることになつたので、この完成を助成するため、昭和40年3月31日まで5ケ年間延期適用させるよう改正するものである。(原案可決)

議案第5号
柏市営住宅使用料条例の一部を改正する条例の制定について

今春根戸高野台に新設した市営住宅(才二種、一棟8坪4合)20戸分の使用料(家賃)について規定したもので1ケ月2千円である。(原案可決)

議案第6号
柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国保直営診療所廃止に伴い、現行規定中診療所を削除したものである。(原案可決)

議案第7号
柏市国民健康保険直営診療所条例等を廃止する条例の制定について

国保直営診療所(大室所在)は利用状況が従来から低調であつて経営上赤字続出となり、継続が困難となつたため廃止するもので、今后は施設を個人経営に切替えて地域住民の診療には支障をきたさないよう図る方針である。これに関連の「直診使用料及び手数料条例」及び「国保使用料及び手数料条例」も廃止される。(原案可決)
(なを詳細は別項参照のこと)

議案第8号
財産の取得について

柏公民館敷地として、前回に引続いて残り分の58坪を89万9千円で買収するものである(原案可決)

議案第9号
営造物の処分(廃止)について

国保直営診療所を廃止処分にするため議会の議決を要するので上程、これにより今後建物等は普通財産として管理されることになる(原案可決)

議案第10号
柏市耐火建築物促進のためにする金融機関の貸付に対する保証について

本年度施工耐火建築の融資希望者8名に対し、当該保証条例第4条の規定に基き3,500万円の借入を保証するものである。(原案可決)

議案第11号
柏市下水道事業特別会計設定について

昭和34年12月定例議会で、下水道布設の議決を得た公共下水道事業の認可及び補助の見透しがついたので、本事業経理のために特別会計を設定するものである。(原案可決)

議案第12号
継続費設定について

下水道事業は本35年度から昭和39年度まで5ケ年計画で施工するため継続費の議決を要するので上程、総額2億7千万円である。(原案可決)

議案第13号
昭和35年度柏市下水道事業特別会計才入才出予算について

下水道事業本年度分の才入才出予算に計上したもので才入才出共1千10万円である。(原案可決)

議案第14号
昭和35年度柏市一般会計才入才出追加更正予算について

才入才出において1千3万9千6百円の追加更正したものである。(原案可決)

議案第15号
昭和34年度柏市国民健康保険事業(施設勘定)特別会計才出更正予算について

直診施設の改善のため才出予算の更正を行つたものである。(原案可決)

議案第16号
昭和35年度柏市上水道事業特別会計才入才出追加更正予算について

水道の受託工事に伴う才入才出36万1千8百円の追加更正を行つたものである。(原案可決)

以上で執行部提出の報告及び議案は終り、次の議員発議三件の提出がありました。

発議第1号
手賀沼周辺に計画中の綜合レクリエーションセンター建設促進に関する要望決議

全日本観光開発株式会社が計画中のレクリエーションセンターを早期実現させるため、この促進に努力するという趣旨である。(原案可決)

発議第2号
国電柏駅折返し運転の早期実現方要望決議

東京方面通勤者の増加に伴い、柏駅の混雑緩和を図るため国電の柏駅折返し運転を早期に実現させるよう運輸当局に強く要望するという趣旨のものである(原案可決)

発議第3号
青少年不良化防止対策樹立要望決議

本市における青少年不良化防止対策としての機関を設けて補導するように要望するという趣旨のものである。(原案可決)

次に請願及び陳情については関係委員会に付託の結果次のとおりになりました。

(請　願)
1、県道二川、我孫子線の拡幅促進並びに水堰橋永久橋架替について　(田中長嘉外)

(採　択)
2、汚物処理施設場の移転について　(萱山町会長外)

(採　択)
3、消防自動車購入について　(消防車購入委員会)

(継続審査)
4、道路拡巾について　(常盤台町会長外)

(採　択)
5、校地拡張校舎増築について　(柏二中ＰＴＡ会長外)
(校舎増築については採択、校地拡張は不採択となる)

(陳　情)
1、戸張県住の下水道設置促進について(戸張県住町会長外)

(採　択)
2、夏期手当支給その他要望事項について(柏市自由労組委員長)　(採　択)
3、ガソリンスタンド設置について　(上三町会長外)

(採　択)

税務課だより

固定資産税の徴税令書は、4月中旬頃納税者の皆さま方のお手もとにお届けいたしてございます、何かと支出の多い月と思いますが期日に遅れないよう御努力と御協力下さいますようお願いします。

市県民税の納付について

第1期分の定められた納期は、6月30日ですが、調べて見ますと大部忘れておられる方がございますので、もう一度お調べの上、お忘れの方は至急お納め下さるようお願いします。

7月以降の市税納期は下記のとおり固定資産税(都市計画税含)

2期	7月16日	～7月31日
3期	12月16日	～12月25日
4期	2月16日	～2月末日

市県民税

2期	8月16日	～8月31日
3期	10月16日	～10月31日
4期	1月16日	～1月31日

古い税金について

古い税金が未納になつている場合滞納繰越と呼んでおります。毎年新らしい税金について御協力を願いておりましても一部お忘れになつている方がありますので、その滞納額が3千万円にもなつております。今年は新らしい税金の完納に御協力を頂くと共に古い税金の解消につとめたいと考え、その準備をただいまいたしておりますので来月にはお忘れになつておられる方々に御通知を差上げますので、その節には是非御理解ある御協力をいただきたくお願いいたします。

税金を楽に納めるには

納税貯蓄組合を作ることです。御近所の方々が10名以上になれば一つの納税貯蓄組合として発足出来ます。税務課の徴収係にお申し下されば何日でもお伺い、御説明申上げます。納めた税金が定められた割合で現金が戻るのは前納した場合と納税貯蓄組合に加入した場合だけです。国税も県税も市税も組合の加入新設を奨励いたしております。是非今年は組合を作つて楽に期日までに税金が納まるよう御協力下さい。ただいま柏市には122の組合が結成されており毎年80万円位を組合に対して報償金として支払つております。

市政ダイヤ

「水道事務所に新しく取付けられた予備発電機」

「柏中学校附近で行なわれている側溝整備」

「市施設　根ケ崎附近の工事現場」

有限会社　秋元印刷所

国民年金 世帯調査始まる

「この調査のねらい」

提出制の国民年金は、10月から被保険者の適用の届出が始められるので、この年金に強制加入するもの、任意に加入できるもの、あるいは保険料を免除されるものなどの数をあらかじめ把握しておくために行います。
それに、国民年金の保険料は前納することが出来ますが、どれくらいの人々が前納する気持があるかも調べるのです。
以上のような訳で、この調査を行うことは、10月からの適用事務にあたつて、適用もれを防ぎ、事務を計画的に進めることができるのです。

「全世帯の調査をします」

この調査は、市内の世帯主の全部と、その世帯員のうち昭和36年4月1日現在における満年令が19才から55才未満のもの、つまり世帯員については昭和36年度中に提出制国民年金の被保険者になる可能性のある明治36年4月1日から昭和17年3月31日までに生まれた日本国民全部について行われます。

「7月31日までに行います」

この調査は7月1日現在で実施することになつていますが、実際の調査は7月中旬から31日までに行います。

「この調査の方法は」

この調査は、各世帯に調査票を配付して記入してもらい、一定期日後にその調査票を回収する方法で行います。ですから国勢調査のようなききとり調査は行いません。
この調査票は、各町会の行政連絡員のかたがたに配付と回収をお願いしてありますので、調査票がきたら、忘れずに記入しておいて下さい。

「調査する事柄は」

調査事項は、「氏名」「性別」「生年月日」「世帯主との続柄」「住所」「職業」「勤務先または学校」などの他かに、そのものが「公的年金の適用を受けているものであるかどうか」あるいは、そのものが任意加入者に該当するときは、「国民年金に加入する意思があるかどうか」などについて調べ、そのほか保険料の前納について保険料を前納しようという気持があるかどうか、前納する場合は何年位か」などについて調査するのです。

「有利な前納利用」

国民年金の保険料を前納すると、年5分5厘の複利計算で割引きが行なわれます。
たとえば、20才の人が全期間40年分をまとめて前納するとすれば、毎月納めれば、63,000円のところを、23,540円で足り、また35才の人が5年分前納すると、9,000円の保険料が、7,910円ですむことになります。

国民年金普及指導委員きまる

国民年金制度をよりよく理解していただくために、県知事より次の25氏が委員に委嘱されました。
国民年金についての相談にはいつでも応じてくれます。
大島 雅禅（上三）森 武雄（三区一）玉野 富治郎（旭町）
能重 真太郎（明原）原 鹿蔵（明沢）江畑 広雄（緑園田住宅）
金子 義衛（仲町）経徳 弘三（東台）浜島 誠一郎（戸張）高橋 庄次郎（東三）北川 休（常盤台）
中島 誠一（豊町）伊藤 鎌吉（新富町）川鍋 春三郎（中新宿）坂本 恵（光ケ丘）鈴木 聡治（酒井根）
日暮 義松（逆井）伊藤 英三郎（増尾）長井 喜一（根戸）坂元 清治（高野台）後藤 源治郎（寺山）
松丸 巌（花野井）渡辺 彰之助（二室）山仲 貞良（高野山）岡田 孝造（十余二）

県下消防署ポンプ操法演技大会で優勝

先月9日県下消防署ポンプ操法演技大会は市川市中山競馬場で、各消防署が参加して行われた。その大会で柏市消防署は輝く初優勝をとげた。

【右出場選手】
写真説明
【下操法演技中】

青少年を守ろう

7月21日から学校は夏休みになります。これから子供を持つ親にとつて、一年中で最も心配な季節です。お互に協力し合つて青少年を悪の道から守りましょう。
青少年問題協議会では、夏休中は青少年補導強調期間として、各方面の御協力のもとに青少年の事故防止に当つておりますが、各家庭に対して、次のことを呼びかけ皆さんの御協力を要望しております。

1、子供だけの夜歩きはよしましょう。
2、大人がいても、愛の鐘が鳴るまでに家へ帰りましよう。
3、特に水遊びや夜の行事に注意しましよう。
4、学校の方針に従つて規則正しい生活をいたしましよう。
5、子供さんに不審の点があつたら直ぐに学校の先生か、信頼のできる方に相談しましよう

第11回成人学校開講

前号でお知らせした成人学校がいよいよ始まります。特に今回は希望者が多く、すでに2、3の科目では定員を突破する程の盛況であります。
早速計画に従い、7月23日夜7時から柏第一小講堂で開講式を挙行して、才1期コースのペン習字、自動車、洋裁教育などの科目は今月下旬から実施の予定であります
まだ申込んでなくて受講希望の方は至急教育委員会社会教育課へ御相談下さい。

青年団の努力目標達成へ

明るい青少年の育成を目指して教育委員会では関係方面と協力して、青少年健全育成運動を具体化しておりますが、これに一歩先んじて、市内の各青年団は今年の協力目標を定めて活動を始めました

公民館だより

6月22日に開かれた青年団、公民館連絡会議において協議の結果【青少年健全育成は強力な青年団活動から】と、次のような当面の努力目標を採択して、全団員の実践と各団体の協力を呼びかけております。

1、青年団員を多くして、青年団の組織を強化しましよう。
2、グループ活動と体育活動を盛り上げて全団員が何かのグループに参加しましよう。
3、あらゆる集会の時間を守り、青年団からは「柏時間」をなくしましよう。
4、農村の休日を正しく実現させるために広く呼びかけを行おう

野球場ができました

年々市民のスポーツ活動が盛んになり、特に野球の普及は目ざましいものですが、利用しやすい施設のないのが隘路になつておりました。この程地主の方の御好意により、旧競馬場跡の一部を野球場に利用することになりました。
もち論これは一時的な仮球場ですが、広く市民に開放いたしますので、御利用をおすすめいたします。この野球場を利用する場合は早目に教育委員会社会教育課へ申込んで下さい。

青年の教育キャンプ

夏山のシーズンを迎えて、青年団はじめ各団体でキャンプやサイクリングの計画が進められております。この夏行われる青年団などのキャンプを紹介いたしますと、次のような予定であります。
先ず土青年団では富勢青年団と合同して、7月26日から3泊4日で志賀高原へ。中央青年団は、8月3日から6日まで裏磐梯へ。田中青年団は、8月1日から市原郡の養老渓谷へキャンプに出かけます
また中央青年学級では8月5日から8日まで長野県蓼科高原で教育キャンプを行う予定であります

柏警察署から 水の事故をなくそう

これから本格的な水のシーズンになり、学校も夏休みに入るのでお子さん達の魚とりや、水泳などに親しむことが多くなり水による事故が急増するのが毎年の例でありますので柏警察署では可愛いお子さんを水難から守るため次のことに注意するようお願します。

1、水泳禁止の立て札のあるところや、あぶないと思われる場所では泳がないようにしましよう
2、泳ぎのできない者、あまり上手でない者は深い所には行かないようにしましよう。
3、安全な場所と思つても、小さいお子さんだけでは行かず、必らず泳ぎのできる、大人の方と一緒に行きましよう。
4、泳ぎに行くというと、とめられると思つて家の人にかくれて行くことのないように、お子さんに言い聞かせておきましよう
5、夏休み中はできるだけお子さんの相談相手になつて、事故を未然に防止することにつとめましよう。

夏の健康を守る運動

赤痢について

1、どうしたら防げるか

イ、用便後、食事前等には必ずよく手を洗いましよう。
ロ、はえの発生しそうな所を取除くと共に駆除にも重点をおき、家庭環境の浄化に努めること。
ハ、ごみ等は必ず焼くか埋めるようにすること。
ニ、便所、調理場には必ず金網を張り、はえ等の出入を防ぐこと
ホ、便所の落口、汲取口には蓋をすること。
ヘ、生水（井戸水等）生物（さしみ、豆腐、ところてん等）には充分気をつけて、暴飲暴食をつゝしむこと。
ト、もし、赤痢症状を起した場合は、個人療法は、絶対行わず、すぐ医師診察を受けましよう。

2、赤痢の症状とは

イ、熱が出る。
ロ、ねばつた液体の便や血のまじつた下痢を起す。
ハ、腹がいたくなる。
ニ、しぶり腹。

日本脳炎について

1、どのような注意が必要か

イ、日本脳炎を伝染させる蚊をなくすること。
ロ、発病の原因になる過労暴飲暴食をさけ、睡眠を充分にとること。
ハ、日中帽子をかぶらず、長い時間、日光に当らないようにする
ニ、日本脳炎予防接種を出来るだけ受けるようにする。

2、どのような症状を起すか

イ、突然39度位の熱を出し頭痛をともない子供の場合など、はき気を起す。
ロ、2日目頃から意識が不明になり、けいれんを起す。
4日目頃からは、熱は多少下つてくるが、脳炎症状はかへつて悪化し意識障害が進行する。
これから暑さは益々激しくなりますので健康にはくれぐれも注意しましよう。

【赤痢の伝染経路図】

保健課衛生係

町から暴力犯罪をなくそう

住みよい町にするために民主社会の平和を阻害する「暴力」について、警察では組織の全力を挙げて取締りにあたつております。
昨年中の県内における取締り状況は、2,329件、2,214人を数え前年度より件数で、77件の増加になつており、町から暴力を一掃し明るい町にするため警察では、次のことについて協力をお願いします。

1、ゆすり、たかり、おどし、いんねん、などにかかつたときはその様子、人相、風体、特徴などをよくみてありのままを警察に連絡して下さい。
2、「お礼まいりが恐しい」という話をよく耳にすることがあるがこれからは、こういう連中からの被害を防ぐため、被害者又は警察への協力者の家庭へは捜査係員あるいは、居住所の派出所駐在所の巡査が警らをし、保護を行います。不幸にしてお礼まいり等が行われた場合はただちに検挙する方針ですから御協力をお願いします。
3、暴力的ふんい気一掃のためすべての人が暴力を憎み、正義を愛し、善良な国民の背後には常に正しい法の保護と、強力な法の執行が待機しています。

市民相談室から

相談日誌の1コマ 6月23日曇後晴

梅雨特有のしめりがちな天気を吹きとばすような朗報が市民相談室にとどけられた。というのは、Hさんは家族4人で楽しく毎日を過ごしていたが、最近奥さんが交通事故でなくなられ、残された幼い子供2人を抱え途方にくれ相談室へ来られたのです。
早速担当課と打合せ一時的に子供を預つてくれる施設を斡旋するため各所に連絡し、ようやく努力が報われ入所の許しが下り、Hさんに明るい笑いを取戻されたので市民の皆様と共に喜びたいと思いこゝにお知らせ致します。

第2期分 固定資産税 都市計画税は 7月末日までに お納め下さい。